

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府 省 庁 名 総務省					
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）						
要望項目名	中小企業投資促進税制の延長						
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等が特定機械装置等の取得をした場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用が認められる（平成20年4月1日～22年3月31日（2年間））。</p> <p>・ 特例措置の内容 中小企業投資促進税制の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第10条の3、第42条の6において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>						
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号						
要望理由	事業者は、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となり、事業者の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって設備投資へのインセンティブとなる。						
減収見込額	（初年度） - （53,082）		（平年度） - （53,082）		（単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税 取得価格の30%特別償却又は7%税額控除の選択適用（税額控除については、当該事業年度の税額の20%を上限。特別償却不足額、超過税額控除額は、翌事業年度への繰越しが可能）</p>		<p>・ 融資、補助金その他</p>			
	年度の要望 22	<p>・ 国税 取得価格の30%特別償却又は7%税額控除の選択適用（税額控除については、当該事業年度の税額の20%を上限。特別償却不足額、超過税額控除額は、翌事業年度への繰越しが可能）</p>		<p>・ 融資、補助金その他</p>			
過去の要望経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8ト以上→3.5ト以上）</p> <p>平成12年度 1年間の延長（平成13年5月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成14年度 2年間の延長（平成16年3月迄の適用期間の延長） 対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長（平成18年3月迄の適用期間の延長） 対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長） 一定のソフトウェアの追加 器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長）</p>						
本要望に対応する縮減案							